

# 桐生市立梅田中学校 部活動方針

令和5年4月

## 1 目的

部活動は、生徒の心身を鍛え、社会性を養うなどの教育的意義の高い活動であることから、学校教育の一環として、共通のスポーツ等に興味・関心をもつ生徒同士がその技量等を高め合う過程で、「集団の中での社会的経験」「円滑な人間関係の育成」「健康や体力の保持増進」「生涯学習としての意欲の向上」等を目的として実施しています。

また、顧問教員の指導の下で、生徒の自主的、自発的な活動として展開されるものであり、活動目的や活動内容が、通常の学校生活や生徒の心身の健康に支障をきたすことのないように、適切な活動計画に基づき実施するものであります。

## 2 本年度の部活動

### (1) 設置する部活動

バスケットボール（男）・ソフトテニス（女子）・バレー（女子）

卓球（男・女）・文化芸術（男・女）

※特設部（水泳）については大会の参加のみ。校内での練習は実施していない。

### (2) 活動日および活動時間

#### ① 週当たりの休養日の設定

○週2日以上設定する。

・月曜と土・日曜日のどちらか1日は必須。（詳細は、各部活動ごとの活動計画による。）

\*大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合には、代替え休養日を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

○土・日曜日は、休養日とする。

（\*大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合には、代替え休養日を確保する。）

○学校閉庁日は、原則活動は行わない。

○生徒が十分な休養をとるとともに、部活動以外でも多様な活動を行うことができるような程度の休養期間を設ける。（詳細は、各部活動ごとの活動計画による。）

#### ③ 活動時間

○合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くても平日2時間程度とする。

○休日（土・日曜日）では、3時間程度とする。

○定期テストの3日（期末は4日）前、および期間中は、活動を休止する。

○活動終了時間と最終下校時間（令和5年度）

期 日	4・8月	5～7月	9・3月	10月	11月	12・1月	2月
終了時刻	6:00	6:15	5:45	5:30	5:00	4:45	5:15
下校時刻	6:15	6:30	6:00	5:45	5:15	5:00	5:30

※10・11月は新人戦終了までは午後6:00終了 6:15下校とする。

※特別校時等の場合は随時定める。

※天候等の急変の場合も随時定める。

#### ④ 朝練習

○放課後の練習時間が十分とれる日は、原則行わない。

○実施する場合は、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに教職員の共通理解を図り、家庭との連携を密にして、生徒の自発的な発想から、**希望者のみ**を対象として実施する。

○時間は、7:45～8:15の30分程度とする。

## 3 活動にかかる経費

・学校予算及び生徒会費からの補助を、器具・物品等の購入や大会参加費等に充当するが、その他の諸経費については部員各自の負担となることから、保護者の経済的負担が過度にならないよう配慮を心がける。

#### 4 部活動への入部・退部

##### (1) 入部

担任から入部届用紙を受け取り、必要な手順を経て部活動顧問に提出する。

##### ○1年生の加入の手順

- ①部活動紹介オリエンテーションに参加する。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届用紙を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出する。担任が部活動顧問に渡す。

##### ○2, 3年生の加入の手順

- ①担任から部活動確認用紙を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に部活動確認用紙を提出する。
- ④担任から部活動顧問に提出する。

##### (2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届用紙を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、それぞれに押印してもらい、退部届を顧問に提出する。

#### 5 参加する大会等

現在、各種団体等が様々な大会やコンクール、練習会等を開催しており、その多くが週休日に開催されているため、部員生徒及び部活動顧問が十分に休業を取れていない状況にある。生徒の技能面の向上だけでなく、生徒や顧問教員の心身の健康についても配慮が必要であることから、参加する大会を精選していく必要がある。

※以下の中から、適正な活動計画となるように、参加する大会等を選択する。

- ・中学校体育連盟が主催する大会、各競技部が主催する練習会等
- ・市町村主催の各種大会、地域行事等
- ・各種団体等が主催する大会、コンクール、発表会等

#### 6 部活動の運営

##### (1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力向上、負担軽減のためにも校長の了解の下、外部指導者(部活動指導員等)を活用する。ただし、部活動は、学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を計画にした上で各部の状況に合わせて活用する。

##### (2) 部活動検討委員会

学校として適切かつ望ましい部活動を実施するために、部活動検討委員会(教職員・保護者・学校評議委員)を設置する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、部活動顧問や生徒や保護者等から意見を聞きながら、必要に応じて改善策等を提案してもらい機会を設ける。

##### (3) 活動計画書及び実績報告書

部活動顧問は、効果的かつ効率的な活動となるように、各部活動方針を作成するとともに、定期的に活動計画を策定し、校長に提出する。併せて保護者にも提示し、理解と協力を得られるようにする。

部活動顧問は、定期的に活動実績を校長に提出する。校長は、活動内容を把握し、生徒にとって安全かつ適切な活動となるように指導・是正を行う。

##### (4) 部活動の存続について

- ① 常設運動部の団体競技〈バスケ、バレー〉では、年度によって活動が途切れないよう、連続する2つの学年の部員数を合わせて大会参加可能最低数がそろふこととする。
- ② 常設運動部の個人参加可能な競技〈ソフトテニス、卓球〉では、年度によって活動が途切れないよう、一つの学年の部員数で大会参加可能最低数がそろふこととする。
- ③ 運動部では、部活動の連続性を考え、2年連続で部員数が基準に満たなかった場合には、その翌年の募集をせず休部または廃部とすることを原則とするが、中体連において合同チームでの参加可能な部活動の場合については状況に応じて考慮し、休部または廃部せずに募集を行い、入部状況に応じて検討する。また、部員数により年度途中で休部とする部活動もある。

- ④ 特設部は希望者の有無及び大会引率の可否を考慮して開設する。  
顧問教諭は大会引率のみとし、練習は保護者の責任で行う。

## 7 その他

校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理に努め、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

### 【参考】

群馬県教育委員会による「適正な部活動の運営に関する方針」に則った取組とするために

#### 【国のガイドライン・休養日等の概要】

- 週当たりの休養日の設定 … 週2日以上（平日に1日、土日に1日） ※必須  
※ 大会参加等により、やむを得ず土日に活動する場合は、代替休養日を確保。
- 長期休業中の休養日の設定 … 土日は休養日。ある程度長期の休養期間も設定。  
※ 大会参加等により、やむを得ず土日に活動する場合は、代替休養日を確保。
- 活動時間 … 平日2時間程度。休業日3時間程度。

#### 【県の方針・学校のすべきことの概要】

- 校長は、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。  
校長は、各部の活動内容を把握し、適宜指導・是正を行い、運用の徹底に取り組む。
- 体制整備
  - ① 各学校は、毎年度『学校の部活動に係る活動方針』を作成し、職員で確認、HP掲載、保護者への説明（PTA総会、保護者会、学校通信）、地域へも発信する。
  - ② 校長は、「適正な数」の部活動を設置し、生徒や保護者に示す。
  - ③ 校長は、適正な校務分掌となるように顧問を決定
  - ④ 校長は、毎月の活動計画、活動実績報告を確認し、適宜指導・是正する。
  - ⑤ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた部の設置を検討する。（文化部も）
  - ⑥ 校長は、『部活動検討委員会』を設置する。
- 活動推進
  - ① 校長と顧問は、「健康管理」、「事故防止」、「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底。
  - ② 顧問は、「適切な休養」、「過度な練習防止」に努める。コミュニケーションを図り、科学的なトレーニング、短時間で効果的な指導を行う。  
顧問は、互いを尊重し合うことを大切にし、苦痛を与えたり、高圧的な態度をとったりしない。文化部でも準ずる。
- 適切な休養日等
  - ① 生徒にとって心身の負担軽減及び教員の負担軽減、長時間労働の解消のために、年間を通じて計画的に、適切な休養日等を設定する。
  - ② 中学校
    - ☆ 週当たりの休養日は、週2日以上（平日に1日、土日に1日は必須）  
※ 大会参加等により、やむを得ず土日に活動する場合は代替休養日を確保。
    - ☆ 長期休業中の土日は休養日。  
※ 大会参加等により、やむを得ず土日に活動する場合は代替休養日を確保。
    - ☆ 活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度。  
※ 練習試合で終日となる場合も、休養時間を適切に設定する。
- 朝練習
  - ① 中学校において、やむを得ず実施する場合は、「生徒の健康状態や意欲、学習や家庭生活に配慮」、「教員の長時間労働の解消」を検討した上で、教職員の共通理解を図り、家庭との連携を密にして生徒の自発的な発想から、『希望者のみ』とし、『放課後の練習時間が十分に取れる日は原則行わない』ようにする。
- 学校単位で参加する大会の見直し
  - ① 校長は、参加する大会等を精査する。（教育上の意義、過度な負担の軽減）